

ゴール 16 の達成に向けた JICA の取組方針

ゴール 16：持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

1. 現状認識

(1) 平和で包摂的な社会、万人の司法へのアクセス、効果的で説明責任のある包摂的な制度はなぜ必要なのか。

持続可能な開発は、平和で包摂的な社会なくしては実現できない。しかし今日、世界では約 40 の武力紛争が進行しており、年間 10 万人以上が犠牲となっている。武力紛争の大半は途上国で発生し、また 6,500 万人を超える難民・国内避難民の 9 割弱は途上国で受け入れられている。また近年はテロや暴力的過激主義による影響が先進国・途上国を問わず広がり、人々の日常生活を脅かしている。さらに、途上国における著しい貧困や格差、不平等の存在、法の支配の欠如、非効率な行政運営等の問題が、状況をさらに悪化させている。

持続可能な開発を「誰一人取り残さない」形で推進するためには、人々が安定した生活を送ることができる「平和で包摂的な社会の実現」が不可欠である。

このためには、普遍的価値としての法の支配、万人の司法へのアクセス、中央から地方に至るあらゆるレベルにおける良い統治、幅広い参加と説明責任を担保した民主的制度・体制等の構築、治安の維持・確保等を備えた国家建設が重要である。これらは、政治体制が不安定な国や社会保障制度等セーフティネットの整備が不十分な国において、政治・経済的不安定、国内格差等に起因する国民の不安や不満が暴力化・過激化するのを防ぐためにも必要な仕組みである。

また、紛争を発生・再発させない「強靱な国づくり」が必要である。これは、政府が国民に対し、分け隔てなく（包摂的）、迅速かつ効率的に社会サービスを提供し、国民が国家に対し信任を与える、またコミュニティの中で異なる集団間での対立を回避し、共存が図られるものである。このようなシステムが実現できれば、国内外からの様々なリスクやショックに耐え、紛争が発生、または再発するリスクが限りなく低くなる。また難民受入国においては、受入国（特に難民受入地域の地方行政組織）の受入に伴う負担の緩和を図るとともに、受入能力の強化支援が必要である。このような取り組みは「誰一人取り残さない」という SDGs の理念、また我が国が開発協力の中心的理念として掲げる「人間の安全保障」の観点からも極めて重要である。

(2) 我が国の取り組み

2015 年 2 月に定められた「開発協力大綱」では、重点政策の一つとして「普遍的価

値の共有、平和で安全な社会の実現」が示され、法制度整備、社会経済制度整備、公務員の人材育成、行政能力向上および民主化支援といったガバナンス支援が掲げられ、また平和構築、安定・安全への脅威への対応が求められている。

我が国は、中央・地方の行政・公務員制度や法・司法制度について、明治維新以降、欧米からの外部モデルを取り入れつつ、独自の和洋折衷モデルを創造した、いわば「途上国日本」としての経験を有している。その経験を活かしつつ、ガバナンス支援においては、1990年代以降の世界的な市場経済化および民主化・地方分権化の伸展を踏まえて、法整備支援および地方行政能力向上支援を本格化させた。なお法整備分野では、政府関係省庁による「法制度整備支援の基本方針」（2013年5月改訂）に基づき、支援を実施している。

「平和で安全な社会の実現」に関しては、貧困を含め紛争や不安定の様々な要因に包括的に対処するとともに、紛争予防や紛争下の緊急人道支援、紛争後の緊急人道支援から復旧復興・開発支援までの切れ目のない平和構築支援に取り組んできた。また、難民・国内避難民支援等の人道支援、社会・人的資本の復興、政府と市民の信頼関係に基づく統治機能の回復、地雷・不発弾除去等に取り組んでいる。

（3） JICAの強み

行政能力向上支援について、JICAは、我が国自身の経験も踏まえつつ、中央・地方の行政の組織能力強化に資する公務員の人材育成を強みとして実施してきた。また、日本における行政と住民との協働をベースとした参加型の地方開発計画策定、事業実施、説明責任の向上に資する協力も強みとしている。

法整備支援については、裁判官、検察官、弁護士といった法律実務家や行政官が長期専門家として現地に駐在し、現地の関係者と一緒に活動を行う「共創(co-creation)型」のアプローチに加え、日本国内でも、法務省を始めとする関係省庁や日弁連、研究者による支援体制が確立されている。このことが、相手国にきめ細かい支援を行い、信頼関係を構築する上で、大きな強みとなっている。

平和構築支援については、JICAは開発機関としての経験とネットワークを活用し、中長期的視点から紛争が発生・再発しにくい社会を作るための支援を行っている。紛争の原因と影響に関する分析をベースに協力対象分野、裨益者、実施時期等を慎重に検討した上で、紛争により失われた人材の回復を含めた政府の基礎的能力の構築、インフラの復旧・復興を含めた社会の復興、そしてコミュニティの自助・共助能力の強化に注力してきた。特に、「紛争後の行政能力向上支援」、「コミュニティの社会統合支援」、「難民受入国のホストコミュニティ支援」等は、相手国政府等との十分な対話に基づき実施しており、持続性の観点から相手国政府や住民より高い評価を得ている。

2. 注力するターゲット

ゴール16には12項目のターゲットがある。我が国の取り組み及びJICAの本分野に

おける協力実績と強みを踏まえ、以下のターゲットに積極的に貢献すべく、人間の安全保障と質の高い成長の実現に向けた取組を進めていく。

16. 1 あらゆる形態の暴力および関連する死亡率を大幅に削減する。
16. 3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
16. 5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
16. 6 あらゆるレベルにおいて、効果的で説明責任があり透明性が高い公共機関を発展させる。
16. 7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
- 16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16. a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16. b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

3. 実現のための重点的取り組み

平和で包摂的な社会に基づく「誰一人取り残さない」持続可能な開発のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠である。JICAは、そうした発展の前提となる基盤を強化する観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配、ジェンダー平等といった普遍的価値の共有のほか、公正で包摂的、且つ平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行う。

(1) 公正で包摂的な社会の実現

公正で包摂的な社会とは、健全で安定的かつ民主的なガバナンスと法の支配に基づく国家・社会を意味する。JICAはその実現をめざし、まず、対象国の文化的・社会的な背景を踏まえつつ、民事法や経済法の起草・運用支援をはじめとする法整備支援を実施する。また、公平・中立・正確な情報を提供し、情報への公共アクセスに資するための公共放送局の機能を強化する。加えて、汚職のない説明責任のある中央・地方の行政の強化等を含むグッドガバナンスの実現や民主化の促進を支援する。

- 法の支配の強化：各種法令の起草支援、立法・司法に関する実務改善と能力強化
- 民主的なガバナンスの促進：公共放送局支援、選挙支援、議会支援、警察能力強化
- 公正で説明責任のある行政基盤の強化：公正で、説明責任のある行政に資する公

務員制度・人材育成の強化

- 地方行政能力強化：包摂的で、住民ニーズに対応した参加型地方開発計画策定・事業実施能力の強化

（２）平和と安定、安全の確保

紛争により被害を受けた社会と生活の再建の促進を通じた社会の安定化や、難民・国内避難民と受入社会の融和促進に貢献するため、実施プロセスにおいて包摂性（女性、少数民族、社会的弱者の保護・参画を含む）や透明性、公平性等に配慮し、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善とこれに資する政府機関（特に地方行政機関）の能力強化、住民の生計活動の活性化、難民受入国への包括的な支援・難民自立化促進等の支援を行う。

また、平和で安全な社会を構築するため、ジェンダー平等の視点や、民主的で効率的なアプローチを重視しつつ、治安の維持や確保を担う法執行機関（警察、海上保安機関等）、地雷・不発弾処理機関等の機能強化支援を行う。

- 強靱な国づくり：包摂的・機能的な政府と、共存が図られるコミュニティの醸成、政府と国民間の信頼関係の形成
- 難民受入国の受入能力強化支援と難民の自立化支援
- 公正な治安維持機能・法執行機能の確立に向けた支援
- 地雷・不発弾処理能力の強化

以 上